3歳児から5歳児クラスの子どものおかず代（副食費）の請求手続きについて

盛岡市が実施する３歳児から５歳児クラスのおかず代（副食費）の助成について、助成金の請求手続きを案内します。先に送付済みの「確認結果のお知らせ」をご確認の上、書類を作成してください。

1　請求について

令和７年１月から３月分のおかず代（副食費）について、請求を受け付けます。

次の書類を市子育てあんしん課へ提出してください。

提出書類	配布先
①　3歳児から5歳児クラスのおかず代(副食費)支給申請書兼請求書 （枠が青色の書類）	確認結果のお知らせに同封 又は市公式ホームページ
②　1月から3月分のおかず代(副食費)の領収証(原本)	ご利用の施設から 発行されます

2　請求書類の提出について

ご利用の施設から示される期限までに，ご利用の施設へ提出してください。

施設の提出期限を過ぎた場合は，郵送又は持参により盛岡市役所子育てあんしん課へ直接提出してください。

その場合の提出期限は令和７年５月９日（金）です。

幼児教育・保育の無償化に伴う
保育料の給付の請求書
（施設等利用費請求書）の
提出の流れと同じです。

3　請求書類の作成の流れ

(1) 支給申請書兼請求書(緑色の枠の書類)裏面の計算シートで請求額を計算します。

給付の上限額の 4,700 円/月と実際に支払ったおかず代（副食費）の額を比べて、低い方の額が請求額となります。

月途中の市外転出入などで施設等利用給付認定の期間が月の途中から始まっている、または月の途中で終わっている場合、給付の上限額を日割り計算する必要があります。

(2) 支給申請書兼請求書の表面を記入します。

様式、記載例や
よくある質問などはこちら
（市公式ホームページ）

4　次回以降の請求について

請求は四半期ごとに受け付けます。受付時期は右の表のとおりです。

請求の際に記入いただく書類など、手続きの流れは今回と同様となります。

請求時期になりましたら、市公式ホームページに請求に関するお知らせを掲載するほか、施設を通じてご連絡いたします。

利用時期	請求案内	期日
４月~６月	７月	－
７月~９月	11 月	－
10 月~12 月	12 月下旬	2/14
１月~３月	２月下旬	５月初旬

5　問い合わせ先

盛岡市子ども未来部子育てあんしん課　保育サービス推進室
〒020-0884　盛岡市神明町３－29　盛岡市保健所１階　　電話：019-626-7553（直通）